

[事案 2021-232] 契約無効請求

・令和4年5月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年1月に契約した米ドル建終身保険（契約①）および終身医療保険（契約②）について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 契約①について、募集人から、保険料払込期間終了後は、積立金をいくら引き出しても死亡保険金はそのままの金額で残るという虚偽の説明を受けた。
- (2) 契約②について、保険会社を信用できないので無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を用いて契約内容を説明しているほか、ご契約のしおり・約款、重要事項説明書を申立人に提供しており、解約返戻金を支払っても同額の保障が続くなどという説明はしていない。
- (2) ご契約のしおり・約款や保険証券の記載で、解約しても保障が続く旨の記載や、そのように誤解させる記載はなく、設計書には解約後契約が消滅するとの記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明を行ったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。